

法人名称の変更

		提出書類			合計 必要 部数
		正本	コピー		
			労働時保管用	事業主控	
提出様式	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）				3
添付書類	①	定款又は寄付行為			2
		定款の条項が変更されているが最新内容の定款を作成していない場合は、当該変更に係る総会の議事録も添付			
②	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※原本の提出が必要			2	
	◆印：愛知労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は添付を省略することができます。				

◎上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

提出期限	変更日の翌日から30日以内
------	---------------

法人所在地の変更

		提出書類			合計 必要 部数
		正本	コピー		
			労働時保管用	事業主控	
提出様式	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）				3
添付書類	①	定款又は寄付行為			2
		・定款の条項が変更されているが最新内容の定款を作成していない場合は、当該変更に係る総会の議事録も添付 ▼印：定款の内容に変更がない場合は不要			
②	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※原本の提出が必要			2	
	◆印：愛知労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は添付を省略することができます。				

★事業所所在地も同時に変更した場合は、「事業所所在地の変更」に記載の添付書類も併せて必要となります。

◎上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

提出期限	変更日の翌日から30日以内
------	---------------

代表者の変更

		提出書類			合計 必要 部数
		正本	コピー		
			労働時保管用	事業主控	
提出様式	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）	○	○	○	3
添付書類	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※原本の提出が必要 ◆印：愛知労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を手続きできる場合は添付を省略することができます。	◆	◆	-	2
確認書類	変更前及び変更後の役員名簿（任意様式） 氏名（ふりがな）及び住所の記載があるもの	○	○	-	2

◎上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

提出期限	変更日の翌日から30日以内
------	---------------

代表者の氏名・住所変更

		提出書類			合計 必要 部数
		正本	コピー		
			労働時保管用	事業主控	
提出様式	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）	○	○	○	3
添付書類	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※原本の提出が必要 ◆印：愛知労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を手続きできる場合は添付を省略することができます。	◆	◆	-	2
確認書類	変更前及び変更後の役員名簿（任意様式） 氏名（ふりがな）及び住所の記載があるもの	○	○	-	2

◎上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

提出期限	変更日の翌日から30日以内
------	---------------

※役員の変更手続きは、下記の「非常勤」等を含む全ての方が対象となります。

○ 農業協同組合・漁業協同組合・水産加工業協同組合については、理事・監事・経営管理委員
○ 商工会議所については、会頭、副会頭、専務理事、常議員、監事及び理事
○ 商工会については、会長、副会長、理事及び監事
○ 森林組合・事業協同組合・商工組合については、理事及び監事
○ 中小企業団体中央会については、会長、理事及び監事

役員の変更

		提出書類			合計 必要 部数
		正本	コピー		
			労働局保管用	事業主控	
提出様式	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）	○	○	○	3
添付書類	【登記事項証明書に当該役員の記載がある場合】 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※原本の提出が必要 ◆印：愛知労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入力できる場合は添付を省略することができます。	◆	◆	-	2
	【登記事項証明書に当該役員の記載がない場合】 役員就退任が確認できる総会議事録	○	○	-	2
確認書類	変更前及び変更後の役員名簿（任意様式） 氏名（ふりがな）及び住所の記載があるもの	○	○	-	2

◎上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

提出期限	変更日の翌日から30日以内
------	---------------

役員の氏名・住所変更

		提出書類			合計 必要 部数
		正本	コピー		
			労働局保管用	事業主控	
提出様式	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）	○	○	○	3
添付書類	【登記事項証明書に当該役員の記載がある場合】 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※原本の提出が必要 ◆印：愛知労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入力できる場合は添付を省略することができます。 ※登記事項証明書に当該役員の記載がない場合は、添付書類は不要です。	◆	◆	-	2
	変更前及び変更後の役員名簿（任意様式） 氏名（ふりがな）及び住所の記載があるもの	○	○	-	2

◎上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

提出期限	変更日の翌日から30日以内
------	---------------

※役員の変更手続きは、下記の「非常勤」等を含む全ての方が対象となります。

○ 農業協同組合・漁業協同組合・水産加工業協同組合については、理事・監事・経営管理委員
○ 商工会議所については、会頭、副会頭、専務理事、常議員、監事及び理事
○ 商工会については、会長、副会長、理事及び監事
○ 森林組合・事業協同組合・商工組合については、理事及び監事
○ 中小企業団体中央会については、会長、理事及び監事

事業所名称の変更

		提出書類			合計 必要 部数
		正本	コピー		
			労働局保管用	事業主控	
提出様式	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）	○	○	○	3
添付書類	定款又は寄附行為（事業所名称の変更に伴い変更が加えられた場合に限る。）	▼	▼	-	2
	登記事項証明書（事業所名称の変更に伴い変更が加えられた場合に限る。） ※原本の提出が必要	◆	◆	-	2

★法人名称も同時に変更した場合は、「法人名称の変更」に記載の添付書類も併せて必要となります。

▼印：変更がない場合は不要

◆印：愛知労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は添付を省略することができます。

◎上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

提出期限	変更日の翌日から10日以内（登記事項証明書の添付を要する場合は30日以内）
------	---------------------------------------

事業所所在地の変更 1/2

		提出書類			合計 必要 部数
		正本	コピー		
			労働局保管用	事業主控	
提出様式	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）	○	○	○	3
添付書類	定款又は寄附行為（事業所の所在地の変更に伴い変更が加えられた場合に限る）	▼	▼	-	2
	登記事項証明書（事業所の所在地の変更に伴い変更が加えられた場合に限る） ※原本の提出が必要	◆	◆	-	2
添付書類	事業所施設に関する書類				
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の所有の場合：建物の登記事項証明書 ・他人の所有の場合：建物の賃貸借契約書 （転貸借の場合：原契約書、転貸借契約書及び所有者の承諾書） ※職業紹介事務所として使用可能であるかを確認	◆ ○	◆ ○	-	2

★法人住所も同時に変更した場合は、「法人所在地の変更」に記載の添付書類も併せて必要となります。

▼印：変更がない場合は不要

◆印：愛知労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は添付を省略することができます。

◎上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

次ページへ続く⇒

事業所所在地の変更 2/2

		提出書類			
		正本	コピー		合計 必要 部数
			労働局保管用	事業主控	
確認書類	事業所のレイアウト図	○	○	-	2
	職業紹介責任者の席、個人情報の保管場所（鍵付き保管庫）、個人情報の廃棄方法（シュレッダー等）、ポスト、看板、面談スペース（パーティション等で囲う場合はその位置と高さ（180cm以上が目安））事業所の面積を記載してください				
提出先	事業主を管轄する労働局、又は事業所を管轄する労働局				
提出期限	変更日の翌日から10日以内（登記事項証明書の添付を要する場合は30日以内）				

職業紹介責任者の変更

		提出書類			合計 必要 部数
		正本	コピー		
			労働時保管用	事業主控	
提出様式	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）				3
添付書類	①	就任した方の住民票の写し ※原本の提出が必要 ・個人番号（マイナンバー）の記載がなく、本籍地の記載のあるもの ・中長期在留者にあつては、国籍及び在留資格の記載があるもの ・特別永住者にあつては、国籍及び特別永住者である旨の記載があるもの			2
	②	就任した方の履歴書 ・写真不要 ・履歴書には「氏名（ふりがな）」「生年月日」「住所」「最終学歴」「職歴」「賞罰の有無」を記載（記載例参照） ・「職歴」は「入社・退社の年月」「役員の就任・退任の年月」を明記し、空白期間のないように（例：求職活動、法人設立準備等詳細に記入） ・本籍の記載は不要			2
	③	職業紹介責任者講習会の受講証明書 （就任日前5年以内に受講したもの）			2

◎同一法人内の他の届出事業所で既に選任されている者を、異動により引き続き職業紹介責任者に選任する場合は、添付書類①（氏名変更及び転居を伴わない異動により住所変更がない場合に限る）と②③は省略可能です。省略する場合、様式第6号変更届第2面⑭備考欄に**変更後の職業紹介責任者が当該変更前に職業紹介責任者として選任されていた事業所の名称**を記入してください。

◎上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

提出期限	変更日の翌日から30日以内
------	---------------

職業紹介責任者の氏名・住所変更

		提出書類			合計 必要 部数
		正本	コピー		
			労働時保管用	事業主控	
提出様式	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）				3
添付書類	変更した方の住民票の写し ※原本の提出が必要 ・個人番号（マイナンバー）の記載がなく、本籍地の記載のあるもの ・中長期在留者にあつては、国籍及び在留資格の記載があるもの ・特別永住者にあつては、国籍及び特別永住者である旨の記載があるもの			2	

◎上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

提出期限	変更日の翌日から30日以内
------	---------------

求人者・求職者の範囲及び数の変更

		提出書類			合計 必要 部数
		正本	コピー		
			労働時雇用用	事業主控	
提出様式	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）	○	○	○	3
添付書類	変更内容が確認できる任意の書類 （組合員名簿、組合員数が確認できる書類）	○	○	-	2

◎上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

提出期限	変更日の翌日から10日以内
------	---------------

取扱職種又は取扱地域（国内）の変更

		提出書類			合計 必要 部数
		正本	コピー		
			労働時雇用用	事業主控	
提出様式	職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号）	○	○	○	3
添付書類	なし				

◎上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

提出期限	変更日の翌日から10日以内
------	---------------

国外にわたる職業紹介を行う場合

【取次機関を利用しない場合】

		提出書類			合計 必要 部数
		正本	コピー		
			労働局保管用	事業主控	
提出様式	職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号）	○	○	○	3
添付書類	① 相手先国の関係法令及びその日本語訳 相手先国において職業紹介の実施が認められている根拠となる規定に係る部分が必要	○	○	-	2
	② 相手先国において国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類及び外国語で記載されている場合はその日本語訳 ・相手先国において許可等を受けている場合、その許可証・登録証等の写し及びその日本語訳 ・当該国もしくは日本における法律専門家（海外の労働法規等に精通している者）の証明書類と外国語で記載されている場合はその日本語訳	○	○	-	2

◎上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

【取次機関の追加】

		提出書類			合計 必要 部数
		正本	コピー		
			労働局保管用	事業主控	
提出様式	① 職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号）	○	○	○	3
	② 取次機関に関する申告書（通達様式第10号）	○	○	○	3
添付書類	① 相手先国の関係法令及びその日本語訳 相手先国において職業紹介の実施が認められている根拠となる規定に係る部分が必要	○	○	-	2
	② 相手先国において当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類及び外国語で記載されている場合はその日本語訳（許可証・登録証等の写し及びその日本語訳）	○	○	-	2
	③ 取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書と外国語で記載されている場合はその日本語訳	○	○	-	2

◎上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

提出期限	変更日の翌日から10日以内
------	---------------

職業紹介事業の廃止（全事業所）

		提出書類			合計 必要 部数
		正本	コピー		
			労働局保管用	事業主控	
提出様式	職業紹介事業廃止届出書（様式第7号）	○	○	○	3
添付書類	なし				

◎廃止日までの事業報告書（様式第8号の2）の提出をお願いします。

◎上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

提出期限	廃止日の翌日から10日以内
------	---------------

職業紹介事業所の廃止（一部の事業所のための廃止）

		提出書類			合計 必要 部数
		正本	コピー		
			労働局保管用	事業主控	
提出様式	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）	○	○	○	3
添付書類	なし				

◎廃止日までの事業報告書（様式第8号）の提出をお願いします。

◎上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

提出期限	廃止日の翌日から10日以内
------	---------------

事業報告

		提出書類			合計 必要 部数
		正本	コピー		
			労働局保管用	事業主控	
提出様式	特別の法人無料職業紹介事業報告書（様式第8号の2） ※職業紹介事業を行う事業所ごとに作成してください	○	○	○	3
添付書類	なし				

◎上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

提出期限	毎年4月1日から4月30日まで
------	------------------------

事業所の新設

		提出書類			合計必要部数	
		正本	コピー			
			労働局保管用	事業主控		
提出様式	①	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）	○	○	○	3
	②	特別の法人無料職業紹介事業計画書（様式第2号）	○	○	○	3
添付書類	①	職業紹介責任者の住民票の写し ※原本の提出が必要	○	○	-	2
		<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号（マイナンバー）の記載がなく、本籍地の記載のあるもの ・中長期在留者にあつては、国籍及び在留資格の記載があるもの ・特別永住者にあつては、国籍及び特別永住者である旨の記載があるもの 				
	②	職業紹介責任者の履歴書	○	○	-	2
		<ul style="list-style-type: none"> ・写真不要 ・「氏名（ふりがな）」「生年月日」「住所」「最終学歴」「職歴」「賞罰の有無」を記載（記載例参照） ・「職歴」は「入社・退社の年月」「役員の就任・退任の年月」を明記し、空白期間のないように（例：求職活動、法人設立準備等詳細に記入） ・本籍の記載は不要 				
	③	職業紹介責任者講習会の受講証明書	○	○	-	2
	④	事業所施設に関する書類	◆ ○	◆ ○	-	2
<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の所有の場合：建物の登記事項証明書 ・他人の所有の場合：建物の賃貸借（使用貸借）契約書（転貸借の場合：原契約書、転貸借契約書及び所有者の承諾書） ※職業紹介事務所として使用可能であることを確認 						
⑤	個人情報適正管理規程 ※様式例参照	○	○	-	2	
⑥	業務の運営に関する規程 ※様式例参照	○	○	-	2	
確認書類	⑦	事業所のレイアウト図	○	○	-	2
		職業紹介責任者の席、個人情報の保管場所（鍵付き保管庫）、個人情報の廃棄方法（シュレッダー等）、ポスト、看板、面談スペース（パーテーション等で困う場合はその位置と高さ（180cm以上が目安））事業所の面積を記載してください				

◆印：愛知労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は添付を省略することができます。

◎上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。